

# 平成22年度概算要求の概要

平成21年10月

金融庁

## 金融庁の平成22年度概算要求について

1. 金融行政においては、業態を超えて金融システム全体に幅広く影響を及ぼした世界的な金融危機の経験等を踏まえながら、金融システムの健全性を確保するとともに、日本経済の改革・繁栄を支える金融の円滑化等の取組みを推進していく必要がある。
2. 平成22年度の概算要求に当たっては、政府全体の方針に基づき既存予算の徹底した見直しを行った上で、こうした金融庁に課された役割を的確に果たしていくために必要な予算について要求を行うこととする。
3. 具体的には、
  - ①新規増員（195人）に必要な経費
  - ②海外当局との連携強化に必要な経費
  - ③利用者の利便性向上のための情報システム整備に必要な経費等、総額で239億円を要求することとする。
4. この他、預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求。

また、銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の買取り枠を確保するとの考え方に基づき20兆円を要求。

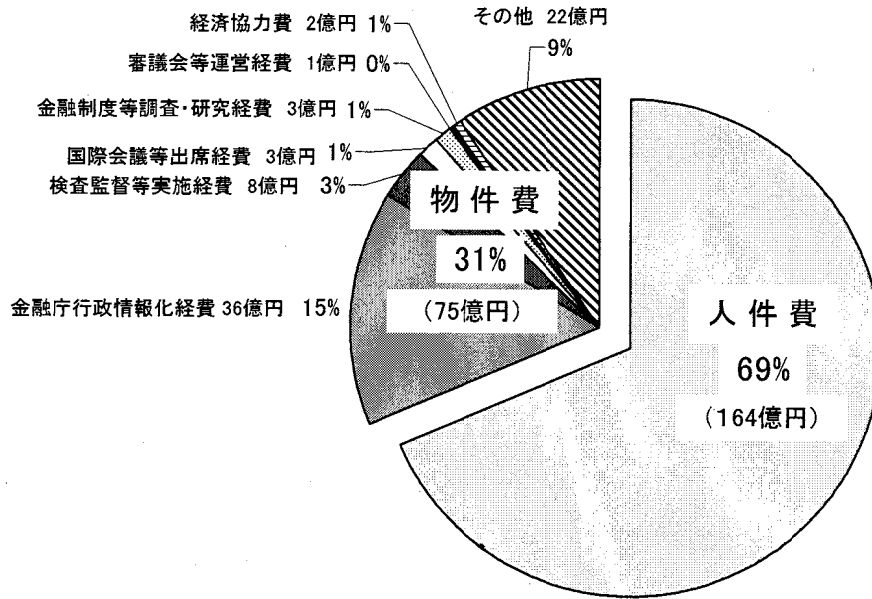
(参考)

	19年度末 定員	20年度末 定員	21年度末 定員	22年度 増員要求	21年度 増員要求 (増員数)
総務企画局	296	314	330	63	65(14)
検査局	451	441	430	23	18(4)
監督局	238	253	273	40	42(23)
証券取引等監視委員会	341	358	374	61	60(22)
公認会計士・監査審査会	47	51	55	8	10(5)
総計	1,373	1,417	1,462	195	195(68)

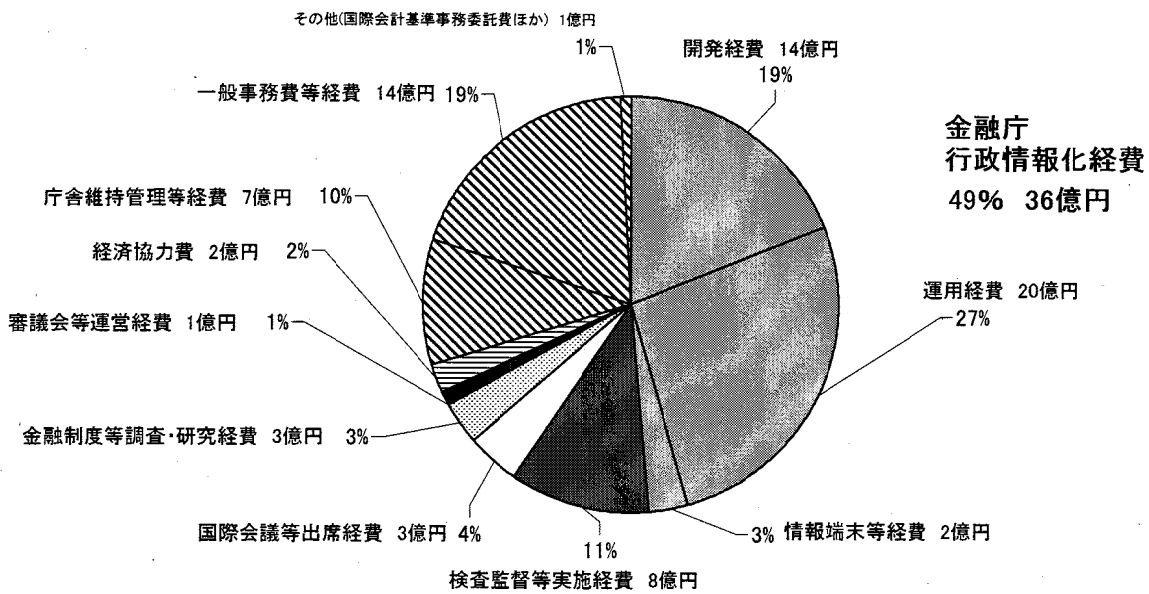
(注) 22年度においては、定員合理化計画に基づき21名を削減。

# 平成22年度 金融庁予算概算要求の概要

## 金融庁予算概算要求(239億円)の内訳



## 物件費予算(75億円)の内訳



## 平成22年度 金融庁予算 概算要求の概要

区 分	平成21年度 当初予算額 (A)	平成22年度 概算要求額 (B)	対前年度 増△減額 (B-A)	対前年度 伸び率 (B-A)/(A)	(参考) 前回提出の 概算要求額
	百万円	百万円	百万円	%	百万円
(組織)金融庁	21,667	23,941	2,274	10.5	23,975
人件費	14,707	16,469	1,761	12.0	16,412
物件費	6,960	7,472	512	7.4	7,563
検査監督等実施経費	753	812	59	7.8	812
金融庁行政情報化経費	3,476	3,627	151	4.4	3,719
金融制度等調査・研究等経費	237	251	14	5.9	251
審議会等運営経費	82	95	12	14.9	95
国際会議等出席経費	252	305	54	21.3	305
経済協力費	126	155	29	23.3	155
その他	2,034	2,227	193	9.5	2,227

- (注) 1. 各々の計数を百万円未満で四捨五入。  
 2. 預金保険機構に係る政府保証枠については、金融システムの安定を引き続き揺るぎないものとするとの考え方に基づき51兆円を要求。  
 3. 銀行等保有株式取得機構に係る政府保証枠については、セーフティネットとして引き続き十分な規模の買取り枠を確保するとの考え方に基づき20兆円を要求。

## 既存予算見直しの概算要求反映状況

1. 予算執行状況・決算結果等の反映	195 百万円
--------------------	---------

### 【具体例】

- ・庁舎の電気・ガス代等について、20年度の決算結果等を踏まえ、見直すこととしたもの【反映額:41百万円】
- ・インターネット巡回監視システムについて、新たなサービス提供の状況を踏まえ、見直すこととしたもの【反映額:10百万円】

2. 予算執行調査結果の反映	41 百万円
----------------	--------

### 【具体例】

- ・一般研修、実務研修等について、財務省の予算執行調査(各府省共通)結果も踏まえ、見直すこととしたもの【反映額:13百万円】

3. 随意契約の見直しの反映	28 百万円
----------------	--------

### 【具体例】

- ・モニタリングシステムのサーバ等リース料について、21年度の一般競争入札への移行結果を反映させたもの【反映額:23百万円】

合 計 (重複分を除く。)	195 百万円
---------------	---------

## 平成22年度機構・定員要求の概要

○ 以下の体制整備を重点的に実施。

### 1. 国際的な金融危機を踏まえた体制整備

金融危機の再発防止に向けた国際的な議論に積極的に貢献するとともに、金融危機の経験等を踏まえ、金融システム全体に内在するリスクの的確な把握・対応を行うために必要な体制や、金融機関等に対する適切な検査・監督を行うために必要な体制等を充実・強化する（60名程度）。

### 2. 金融サービスの利用者保護のための体制整備

改正金融商品取引法に盛り込まれた金融ADR制度や資金決済に関する法律に基づく諸制度の円滑な施行を図るための体制の整備を図るとともに、金融円滑化のための検査体制の整備を図るなど、金融サービスの利用者保護のために必要な体制等を充実・強化する（50名程度）。

### 3. 公正で透明な金融・資本市場の確立のための体制整備

投資者が安心して市場に参加するためには、市場の信頼をより一層確保していくことが重要であり、こうした観点から、証券取引等監視委員会における市場監視体制等の充実・強化を図る。また、我が国金融・資本市場における市場機能の適切な発揮を確保するため、会計基準の国際化への対応に係る体制等を充実・強化する（85名程度）。